



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年10月26日金曜日 第3022号

◇ 目 次 ◇

| | | |
|------------------------------|----------------------|-----|
| 鳥獣保護区の存続期間の更新..... | (自然保護課) ... | 947 |
| 医療機関の指定..... | (保健福祉課) ... | 948 |
| 指定医療機関の廃止の届出..... | (") ... | 948 |
| 指定医療機関(指定訪問看護事業者等)の変更..... | (") ... | 948 |
| 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧(2件)..... | (農地整備課) ... | 948 |
| 落札者等の告示..... | (水産課) ... | 949 |
| 指定居宅サービス事業者の指定..... | (東予地方局地域福祉課) ... | 949 |
| 指定居宅サービス事業の廃止..... | (") ... | 949 |
| 指定道路の指定..... | (東予地方局四国中央土木事務所) ... | 949 |
| 道路の供用開始(県道野村柳谷線)..... | (南予地方局西予土木事務所) ... | 949 |

公 告

| | | |
|--------------------------|-------------|-----|
| インターネット実習対応パソコンの借入れ..... | (高校教育課) ... | 950 |
|--------------------------|-------------|-----|

選挙管理委員会告示

| | | |
|--------------------------|---------------|-----|
| 不在者投票のできる施設の指定の一部改正..... | (選挙管理委員会) ... | 951 |
|--------------------------|---------------|-----|

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1012号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

平成30年10月26日

愛媛県知事 中村時広

| 名称 | 区域 | 存続期間 | 保護に関する指針 |
|----------|---|---------------------------|---|
| 中曽根鳥獣保護区 | 四国中央市中曽根町の三島公園入口を起点とし、ここから同公園境界をほぼ東に進み、東谷に出る。ここから四国中央市金砂町に通じる山道の起点に向かってほぼ南東に進み、市道柱尾線と四国中央市金砂町に通じる山道の交点に至る。ここから同山道を南西ないし南東に進み、野々首に通じる山道に至る。ここから同山道をほぼ西ないし北西に進み、同公園西側に至る山道との交点に至る。ここから同山道を北西に進み、公園売店を経て、更に同山道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域 | 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで | 当該地域には三島公園、桃山墓園及びその周辺部の山林からなる針葉樹と広葉樹が混在する良好な鳥獣の生息環境を有している地域であり、地元住民にとっては、身近な自然とのふれあいの場となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安 |

| | | | |
|---------|---|-----|--|
| 河辺鳥獣保護区 | 大洲市河辺町川崎の県道河辺小田線と市道寺敷川崎線との交点である七曲橋西端を起点とし、ここから同市道を南ないし東に進み、市道百合谷名場連線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北ないし、南東に進み、市道大中山名場連線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、市道寺敷名場連線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、市道寺敷川崎線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、県道小田河辺大洲線に出る。ここから同県道を西に進み、県道内子河辺野村線との交点に至り、ここから同県道を北西に進み、県道河辺小田 | 同 上 | 定期的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場としての活用を図る。 当該地域は、丘陵地帯が多く、区域内は針葉樹と広葉樹が混在する林相の変化に富む森林を有し、多様な鳥獣の生息地となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。 |
|---------|---|-----|--|

線との交点に至る。ここから同県道を東ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域

愛宕山鳥獣保護区

八幡浜市松柏の国道197号と市道白尾夜昼峠線との交点を起点とし、ここから国道をほぼ西に進み、県道八幡浜港線との交点に至り、ここから同県道を西に進み、市道大黒町新港通り線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道北浜4号線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、港湾臨港道路1号線との交点に至る。ここから同港湾臨港道路並びにこれに続く市道北浜9号線及び県道八幡浜保内線を北東に進み、国道に出る。ここから国道を北西に進み、市道大平名坂線との交点に至る。ここから、同市道を東に進み、市道大平高野地線との交点に至る。ここから同市道を高野地に向かって進み、高野地で市道松尾高野地線との交点に至り、ここから同市道を松尾に向かって進み、松尾で市道白尾夜昼峠線との交点に至る。こ

同上

当該地域は、市街地や農耕地に隣接し、広葉樹林等森林と農耕地等がモザイク状に分布する豊かな自然環境を有している地域であり、多様な鳥獣の生息地となっていることから鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

から同市道をほぼ西ないし南に進み、起点に至る線に囲まれた区域

○愛媛県告示第1013号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成30年10月26日

愛媛県知事 中村時広

Table with 3 columns: 医療機関の名称, 医療機関の所在地, 指定年月日. Rows include 喜多医師会病院 and 亀天会診療所.

○愛媛県告示第1014号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成30年10月26日

愛媛県知事 中村時広

Table with 3 columns: 医療機関の名称, 医療機関の所在地, 廃止年月日. Rows include 喜多医師会病院 and 渡部歯科医院.

○愛媛県告示第1015号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定訪問看護事業等を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成30年10月26日

愛媛県知事 中村時広

Table with 4 columns: 医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称, 主たる事務所の所在地, 指定訪問看護事業等を行う事業所の名称/所在地, 変更年月日.

○愛媛県告示第1016号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、西予市城川町魚成地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成30年10月26日

愛媛県知事 中村時広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用道路整備事業・魚成地区）変更計画

書の写し

- 2 縦覧期間
平成30年10月29日から11月26日まで
3 縦覧場所
西予市役所本庁及び城川支所

○愛媛県告示第1017号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、西予市城川町魚成地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、

同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成30年10月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・魚成地区）変

更計画書の写し

2 縦覧期間

平成30年10月29日から11月26日まで

3 縦覧場所

西予市役所本庁及び城川支所

○愛媛県告示第1018号

次のとおり落札者を決定した。

平成30年10月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 落札に係る特定役務の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所 | 落札金額 | 契約の相手方を決定した手続 | 入札公告日 |
|---------------------------------|------------------------------------|------------|-----------------------------------|-------------|---------------|------------|
| 水産修第1号漁業取締船「つわかぜ」の中間検査に係る機関修繕一式 | 愛媛県農林水産部水産局水産課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 平成30年10月9日 | 株式会社大東工作所 兵庫県神戸市兵庫区出在家町二丁目6番2号 | 63,936,000円 | 一般競争入札 | 平成30年8月21日 |

○愛媛県告示第1019号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成30年10月26日

愛媛県東予地方局長 高 橋 正 浩

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 指定居宅サービス事業所 | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|--------------------|-------------|--------------------|-----------|---------|
| | 名称 | 所在地 | | |
| 株式会社悠遊社 | 訪問介護 あすなる北内 | 愛媛県新居浜市北内町一丁目2番26号 | 平成30年8月1日 | 訪問介護 |

○愛媛県告示第1020号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年10月26日

愛媛県東予地方局長 高 橋 正 浩

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 指定居宅サービス事業所 | | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|--------------------|--------------|-----------------------|------------|---------|
| | 名称 | 所在地 | | |
| ウマ商事株式会社 | 新町ディサービスセンター | 愛媛県四国中央市三島中央三丁目11番33号 | 平成30年8月31日 | 通所介護 |

○愛媛県告示第1021号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成30年10月26日

愛媛県東予地方局長 高 橋 正 浩

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成30年10月17日

3 指定道路の位置

四国中央市下柏町字四ツ辻470番の一部及び同市下柏町字屋敷ノ上471番の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 33.84メートル

(2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第1022号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年10月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|---------------------------------|-------------|
| 県道 | 野村柳谷線 | 西予市野村町舟戸2265番2から 同町舟戸2282番まで | 平成30年10月26日 |

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年10月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
インターネット実習対応パソコンの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
インターネット実習対応パソコン一式（サーバー13台、パーソナルコンピュータ536台、プリンタ65台、プロジェクタ13台、周辺機器一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等
仕様書による。
- (4) 借入期間
平成31年3月1日から平成37年2月28日まで
- (5) 借入場所
入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法
ア 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成29年度、平成30年度及び平成31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた事業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに、要求する仕様の機器を確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2951

- (2) 入札書の受領期限
平成30年12月6日（木）午前10時
- (3) 入札説明書の交付方法
平成30年10月26日（金）から11月13日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）に⁽¹⁾に掲げる場所で交付する。
- (4) 入札書の提出方法
郵送又は持参
- (5) 開札の日時及び場所
平成30年12月6日（木）午前10時
愛媛県庁第1別館10階教育委員室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
提出期限：平成30年11月15日（木）午後5時15分
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 契約保証金
愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。
- (7) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer Equipment and Related Services for Installing Terminal Unit , for the prefectural school computer rooms (Local Area Network) , 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a m . , 6 December 2018 (tenders

submitted by mail: 5:15 p.m., 5 December 2018)
 (3) For further information, please contact: Facilities
 Administration Section, High School Education Division,
 Guidance Department, Ehime Prefectural Board of

Education, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570
 Japan
 TEL 089 912 2951

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第57号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成30年10月26日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | | | 改 正 前 | | | | |
|-------------------|-----|-------|-----------|--|---------------------|-----|-------|-----------|--|
| 1・2 省略 | | | | | 1・2 省略 | | | | |
| 3 老人ホーム | | | | | 3 老人ホーム | | | | |
| 名 称 | 種 類 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 | | 名 称 | 種 類 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 | |
| 省略 | | | | | 省略 | | | | |
| 特別養護老人ホーム △寿楽苑 | 省略 | | | | 西予市特別養護老 人ホーム寿楽苑 | 省略 | | | |
| 省略 | | | | | 省略 | | | | |
| 4・5 省略 | | | | | 4・5 省略 | | | | |